



2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
06.02	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきこ菌系 (省 略)			06.02	その他の生きている植物（根を含む。）、挿穂、接ぎ穂及びきこ菌系 (省 略)			0602.90-010 を 0602.90-011 と 019 に分割する。
<u>0602.90</u>	- その他のもの			<u>0602.90</u>	- その他のもの			
	- - きこ菌系			<u>010</u>	- - きこ菌系		<u>K G</u>	
<u>011</u>	- - - しいたけのもの		<u>K G</u>		(新 規)			
<u>019</u>	- - - その他のもの		<u>K G</u>		(新 規)			
<u>090</u>	- - その他のもの		<u>K G</u>	<u>090</u>	- - その他のもの		<u>K G</u>	
<u>12.01</u>				<u>12.01</u>				1201.00-000 を 1201.00-010 と 090 に分割する。
<u>1201.00</u>	大豆（割つてあるかないかを問わない。）			<u>1201.00</u>	大豆（割つてあるかないかを問わない。）			
<u>010</u>	- 黄白色系のもの		<u>M T</u>	<u>000</u>	(新 規)		<u>M T</u>	
<u>090</u>	- その他のもの		<u>M T</u>		(新 規)			
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） (省 略)			12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） (省 略)			1211.20-010・020・ 090 を統合し、 1211.20-000 とす る。
<u>1211.20</u>	- おたねにんじん			<u>1211.20</u>	- おたねにんじん			
	(削 除)		<u>K G</u>	<u>010</u>	- - 紅参		<u>K G</u>	
	(削 除)			<u>020</u>	- - 白参		<u>K G</u>	
	(削 除)			<u>090</u>	- - その他のもの		<u>K G</u>	
	(省 略)				(省 略)			

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06 項の物品を除く。)			20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06 項の物品を除く。)			2004.90-210 を 2004.90-211 と 212 に分割する。
	(省 略)				(省 略)			
2004.90	- その他の野菜及び野菜を混合したもの (省 略)			2004.90	- その他の野菜及び野菜を混合したもの (省 略)			
	- - その他のもの				- - その他のもの			
	- - - アスパラガス及び豆			210	- - - アスパラガス及び豆		K G	
211	- - - - アスパラガス		K G		(新 規)			
212	- - - - 豆		K G		(新 規)			
220	- - - たけのこ		K G	220	- - - たけのこ		K G	
230	- - - スイートコーン		K G	230	- - - スイートコーン		K G	
240	- - - ヤングコーンコブ(気密容器入りのものに 限る。)		K G	240	- - - ヤングコーンコブ(気密容器入りのものに 限る。)		K G	
	- - - その他のもの				- - - その他のもの			
291	- - - - ヤングコーンコブ(気密容器入りのものを 除く。)		K G	291	- - - - ヤングコーンコブ(気密容器入りのものを 除く。)		K G	
299	- - - - その他のもの		K G	299	- - - - その他のもの		K G	

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備考		
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
22.08			エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 （省略）			22.08			エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 （省略）	
<u>2208.60</u>	<u>000</u>	- ウオッカ （削除）		<u>L</u>	<u>2208.60</u>		- ウオッカ			
		（削除） （省略）				010	- - アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）で、共通の限度数量以内のもの		<u>L</u>	
						020	- - その他のもの （省略）		<u>L</u>	

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油			27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油			2710.11-136 を削除
2710.11	- 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			2710.11	- 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
	- - 軽質油及びその調製品				- - 軽質油及びその調製品			
	- - - 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）				- - - 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）			
	- - - - 揮発油				- - - - 揮発油			
	（省 略）				（省 略）			
	- - - - - その他のもの				- - - - - その他のもの			
	（省 略）				（省 略）			
	- - - - - その他のもの				- - - - - その他のもの			
181	- - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの （削 除）	K L	K G	181	- - - - - 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	K L	K G	
	- - - - - その他のもの			136	- - - - - 燃料用のもの（政令で定めるものに限る。）	<u>K L</u>	<u>K G</u>	
	（省 略）				- - - - - その他のもの			
139	- - - - - その他のもの （省 略）	<u>K L</u>	<u>K G</u>	139	- - - - - その他のもの （省 略）	<u>K L</u>	<u>K G</u>	

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考		
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名		単 位	
27.11		石油ガスその他のガス状炭化水素 - 液化したもの (省 略)			27.11		石油ガスその他のガス状炭化水素 - 液化したもの (省 略)			2711.12-010 と 020 を統合し、 2711.12-000 とす る。
<u>2711.12</u>	<u>000</u>	- - <u>プロパン</u> (削 除)		<u>MT</u>	<u>2711.12</u>		- - <u>プロパン</u>			
		(削 除)				<u>010</u>	- - - <u>アンモニア、2-エチルヘキシルアルコー ル、オレフィン系炭化水素又は無水マレイ ン酸の製造に使用するもの</u>		<u>MT</u>	
		(省 略)				<u>020</u>	- - - <u>その他のもの</u> (省 略)		<u>MT</u>	

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
		29.39	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 （省 略）					29.39
2939.91	- その他のもの - - コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体			2939.91	- その他のもの - - コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（INN）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体 （新 規）			
100	- - - 1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - メチルアミノプロパン、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - ジメチルアミノプロパン、1 - フェニル - 2 - ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩		K G				K G	
900	- - - その他のもの		K G					
2939.99	- - その他のもの			2939.99	- - その他のもの			
100	- - - テオプロミン		K G	100	- - - テオプロミン		K G	
	- - - その他のもの				- - - その他のもの			
210	- - - - コカ葉アルカロイド		K G	210	- - - - コカ葉アルカロイド、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - メチルアミノプロパン、1 - フェニル - 1 - クロロ - 2 - ジメチルアミノプロパン、1 - フェニル - 2 - ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩		K G	
220	- - - - ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド		K G	220	- - - - ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド		K G	
230	- - - - その他のもの		K G	230	- - - - その他のもの		K G	

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備考
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
		37.01	感光性の写真用プレート及び平面状写真用フィルム（露光していないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）並びに感光性の平面状インスタントプリントフィルム（露光していないものに限るものとし、まとめて包装してあるかないかを問わない。） （省略）					37.01
<u>3701.30</u>	- その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが255 ミリメートルを超えるものに限る。）			<u>3701.30</u>	- その他のプレート及びフィルム（いずれかの辺の長さが255 ミリメートルを超えるものに限る。）			
	- - 製版用のもの			<u>010</u>	- - カラー写真用のもの（ポリクローム）		<u>SM</u>	
<u>031</u>	- - - プレート		<u>SM</u>		- - その他のもの			
<u>039</u>	- - - その他のもの		<u>SM</u>		- - - 製版用のもの			
<u>090</u>	- - その他のもの		<u>SM</u>	<u>021</u>	- - - - プレート		<u>SM</u>	
				<u>029</u>	- - - - その他のもの		<u>SM</u>	
					- - - - その他のもの			
				<u>091</u>	- - - - プレート		<u>SM</u>	
				<u>099</u>	- - - - その他のもの		<u>SM</u>	



2003年 輸入統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。） （省略） - その他のもの （省略）			37.02		感光性のロール状写真用フィルム（露光してないものに限るものとし、紙製、板紙製又は紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性のロール状インスタントプリントフィルム（露光してないものに限る。） （省略） - その他のもの （省略）			3702.94-010と020を統合し、3702.94-000とする。
3702.94	000	- - 幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの （削除） （削除） （省略）	S	M	3702.94		- - 幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30メートルを超えるもの - - - 映画用フィルム（幅が25.4ミリメートル以上のものに限る。） - - - その他のもの （省略）	S	M	
					010					
					020					

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考	
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位			
		38.25	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物					38.25	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物
44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） （省 略）			44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。） （省 略）			4403.20-010 を削除し、これに伴って4403.20 号を整理する。	
4403.20	- その他のもの（針葉樹のものに限る。） （削 除） （削 除）			4403.20	- その他のもの（針葉樹のものに限る。）				
100	- - まつ属のもの		CM	010	- - 粗く角にし又は太鼓落とししたもの		CM		
200	- - シトカスプレースのもの		CM	091	- - - まつ属のもの		CM		
300	- - もみ属又はとうひ属（シトカスプレースを除く。）のもの		CM	092	- - - シトカスプレースのもの		CM		
400	- - からまつ属のもの		CM	093	- - - もみ属又はとうひ属（シトカスプレースを除く。）のもの		CM		
500	- - ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの		CM	094	- - - からまつ属のもの		CM		
600	- - ヘムロックその他のつが属のもの		CM	095	- - - ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの		CM		
700	- - レッドシダーその他のねずこ属のもの		CM	096	- - - ヘムロックその他のつが属のもの		CM		
800	- - ダグラスファーその他のとがさわら属のもの		CM	097	- - - レッドシダーその他のねずこ属のもの		CM		
900	- - その他のもの （省 略）		CM	098	- - - ダグラスファーその他のとがさわら属のもの		CM		
				099	- - - その他のもの （省 略）		CM		

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備考
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）			44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）			4407.99-210 と 290 を統合する。
	(省略)				(省略)			
	- その他のもの				- その他のもの			
4407.99	(省略)			4407.99	(省略)			
	- - その他のもの				- - その他のもの			
	(省略)				(省略)			
	<u>200</u> - - - 桐のもの		CM		<u>210</u> - - - 桐のもの		CM	
	(削除)				<u>290</u> - - - - かんながけし又はやすりがけしたもの		CM	
	(削除)				- - - - その他のもの		CM	
	(省略)				(省略)			

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。） （省 略）			44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。） （省 略）			4412.19-022 を 4412.19-023 と 024 に分離する。
4412.19	- - その他のもの - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの （省 略）			4412.19	- - その他のもの - - - ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの （省 略）			
	- - - - その他のもの				- - - - その他のもの			
021	- - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM	021	- - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの	CM	SM	
	- - - - その他のもの			022	- - - - その他のもの	CM	SM	
023	- - - - 厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの （省 略）	CM	SM		（新 規）			
024	- - - - 厚さが12ミリメートル以上のもの （省 略）	CM	SM		（新 規） （省 略）			

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考	
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位			
63.05 6305.10	包装に使用する種類の袋 - 第53.03 項のジュートその他の紡織用皮革繊維 製のもの			63.05 6305.10	包装に使用する種類の袋 - 第53.03 項のジュートその他の紡織用皮革繊維 製のもの			6305.10-210 と 290 を統合し、 6305.10-200 とす る。	
	100 - - 使用したもの	NO	KG		100 - - 使用したもの	NO	KG		
	200 - - その他のもの (削 除)	NO	KG		210 - - - ガンニー袋(重量が1平方メートルにつき 500 グラム以上の布で製造したものに限り ま) )	NO	KG		
	(削 除) (省 略)				290 - - - その他のもの (省 略)	NO	KG		
72.04	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット (省 略)			72.04	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット (省 略)				7204.49-010 と 090 を統合し、 7204.49-000 とす る。
	- その他のくず (省 略)				- その他のくず (省 略)				
7204.49	000 - - その他のもの (削 除) (削 除) (省 略)		KG	7204.49	- - その他のもの 010 - - - ヘビーくず 090 - - - その他のもの (省 略)		KG KG		

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。） （省 略）			72.08	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が600 ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。） （省 略）			7208.40-011 と 019 を統合し、 7208.40-010 とす る。
7208.40	- 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの（浮出し模様のあるものに限る。） - - 炭素の含有量が全重量の0.6 %未満のもの （削 除） （削 除） （省 略）		K G	7208.40	- 熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いてないもの（浮出し模様のあるものに限る。） - - 炭素の含有量が全重量の0.6 %未満のもの 011 - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの 019 - - - その他のもの （省 略）		K G K G	
84.43	印刷機（第84.42 項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）及びインクジェット方式の印刷機（第84.71 項の物品を除く。）並びに印刷補助機械 （省 略） - その他の印刷機 （省 略）			84.43	印刷機（第84.42 項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）及びインクジェット方式の印刷機（第84.71 項の物品を除く。）並びに印刷補助機械 （省 略） - その他の印刷機 （省 略） - - その他のもの 010 - - - 輪転式のもの 090 - - - その他のもの （省 略）		NO NO	
8443.59	000 - - その他のもの （削 除） （削 除） （省 略）		NO	8443.59				

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考	
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位			
84.57	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン			84.57	金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン			8457.10-010 と 090 を統合し、8457.10-000 とする。	
8457.10	000 - マシニングセンター	NO	KG	8457.10	- マシニングセンター				
	(削除)				010 - - 横形のもの	NO	KG		
	(削除)				090 - - その他のもの	NO	KG		
	(省略)				(省略)				
84.58	旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）			84.58	旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）				8458.19-092 と 099 を統合し、8458.19-090 とする。
	- 横旋盤				- 横旋盤				
	(省略)				(省略)				
8458.19	- - その他のもの			8458.19	- - その他のもの				
	(省略)				(省略)				
	090 - - - その他のもの	NO	KG		- - - その他のもの				
	(削除)				092 - - - - 自動旋盤	NO	KG		
	(削除)				099 - - - - その他のもの	NO	KG		
	(省略)				(省略)				

2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考	
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位			
84.60	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） (省 略)			84.60	研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） (省 略)			8460.90-010 を削除し、これに伴って8460.90 号を整理する。	
<u>8460.90</u>	- その他のもの			<u>8460.90</u>	- その他のもの				
<u>020</u>	- - 研削盤	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>010</u>	- - 数値制御式のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>		
<u>090</u>	- - その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>091</u>	- - - 研削盤	<u>NO</u>	<u>KG</u>		
				<u>099</u>	- - - その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>		
84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） (省 略)			84.61	平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） (省 略)				8461.40-010 と090 を統合し、8461.40-000 とする。
<u>8461.40</u>	- 歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8461.40</u>	- 歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤				
<u>000</u>	(削 除)			<u>010</u>	- - 数値制御式のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>		
	(削 除)			<u>090</u>	- - その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>		
	(省 略)				(省 略)				



2003年 輸入統計品目表改正

新				旧				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
88.02	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット (省 略)			88.02	その他の航空機（例えば、ヘリコプター及び飛行機）並びに宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット (省 略)			8802.30-010 と090 を8802.30-000 に、8802.40-010 と090 を8802.40-000 に統合する。
8802.30	000 - 飛行機その他の航空機（自重が2,000 キログラムを超え15,000キログラム以下のもの） (削 除) (削 除)	NO	KG	8802.30	- 飛行機その他の航空機（自重が2,000 キログラムを超え15,000キログラム以下のもの） -- プロペラ機	NO	KG	
8802.40	000 - 飛行機その他の航空機（自重が15,000キログラムを超えるもの） (削 除) (削 除) (省 略)	NO	KG	8802.40	- 飛行機その他の航空機（自重が15,000キログラムを超えるもの） -- 4基以上の原動機を有するもの -- その他のもの (省 略)	NO	KG	
				010				
				090				
				090				

2003年 輸入統計品目表改正